

城陽市奨学生を募集します！！

城陽市奨学金は、学力優良で学資支出困難な高等学校または高等専門学校の1年生を対象に奨学金を交付する制度です。

対象となる方

次の項目すべてに該当する方が対象です。



- ① 高等学校または高等専門学校の**第1学年**に在学する人
- ② 中学校最終学年の学習成績（選択科目を除く全履修教科）の**評定の平均が5段階で3.0以上**の人
- ③ 学資支出が困難な状況にある人（所得基準についてはお問い合わせください）
- ④ 保護者が市内に住所を有する人
- ⑤ 保護者が任用期間の定めのない国家公務員又は地方公務員ではない者
- ⑥ 他の奨学金制度（貸付型を含む）などを受けていない人

交付額

50,000円（ただし、1人1回に限る）

募集人数

10人以内（申請者が10人を超える場合、選考により決定します）

受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月30日（月）まで



申請方法

次の書類を城陽市教育委員会学校教育課窓口に提出してください。

- ① 城陽市奨学生願書（様式第1号）
- ② 城陽市奨学生推薦書（様式第2号）※出身中学校長の推薦を受けてください
- ③ 保護者及び20歳以上の世帯員の所得状況を証明する書類

令和7年度 (令和6年分所得) 市民税課税証明書	令和7年1月1日時点で居住していた市町村役場の税担当課（城陽市役所の場合は 税務課市民税係 ）にて6月上旬～中旬に取得できます。 ※世帯員には世帯分離した同居の人も含みます。
--------------------------------	--

- ④ 世帯全員分の住民票の写し

住民票の写し (続柄の記載されたもの)	城陽市役所市民課 で取得できます。 ※世帯とは住居及び生計を共にする集まりを指します。
------------------------	--

- ⑤ 口座振替依頼書

※③及び④については、発行手数料が免除できます。詳しくは学校教育課までお問い合わせください。



注意事項



次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消し、奨学金を返還していただきます。

交付決定の取り消し	① 交付までの間に、以下のいずれかに該当したとき ・ 保護者が市外に住所を移したとき ・ 奨学生が退学したとき ・ 奨学生が停学その他の処分を受けたとき
	② 交付前・交付後に関わらず、年度内に他の奨学金制度等を受けることになったとき
奨学金の返還	① 上記の交付決定の取り消し理由に該当するとき ② 虚偽又は不正の手段により交付決定を受けたとき

募集の流れ



申請書類の受取

まず、申請に必要な書類を受け取ってください。申請書類は学校教育課窓口でお配りしている他、城陽市ホームページからダウンロードも可能です。
(6月2日～6月30日)

学校長の推薦書や
添付書類(課税証明書・住民票)を用意

「城陽市奨学生推薦書」により、出身中学校長の推薦(成績等の証明)を受けてください。
「市民税課税証明書」及び「住民票の写し」を各窓口で取得してください。

申請書類の提出

必要書類をそろえて学校教育課窓口に提出してください。(6月30日まで)

審査

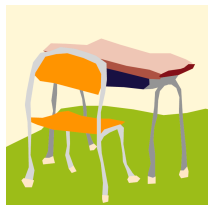
申請者が必要な要件を満たしているか審査を行います。また、申請者が10人を超える場合は成績と所得を考慮し上位10人を決定します。
(7月上旬)

交付決定の通知

交付可否を決定し、申請者全員に通知します。
(7月中旬)

奨学金の振込

交付決定者には、申請時に指定のあった口座に奨学金を振り込みます。(7月末)



お問い合わせはこちらへ **城陽市教育委員会 学校教育課**

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地（城陽市役所西庁舎3階）

Tel 0774-56-4003 Fax 0774-56-0801